

京都市告示第535号

平成27年3月31日京都市告示第656号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成28年1月1日から次のように改めます。

平成27年12月28日

京都市長 門川 大作

「

崇仁市営住宅	第52棟及びM2棟		0.9065
	W1棟		0.9043

」

を

「

崇仁市営住宅	第52棟及びM2棟		0.9065
	第53棟		0.9101
	W1棟		0.9043

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)